

# 点検商法に注意！

## ＜今回の相談事例＞

昨日、高齢の両親の家に、近所でリフォーム工事をしているという業者が来て、「お宅の屋根瓦が一部ずれている。5,000円で修理する。」と言われ、修理を依頼したところ、修理後に、「他にも悪いところがある。瓦の葺き替え工事をした方が良い。早くしないと雨漏りする。」と言われ、150万円の工事契約をしたようだ。しかし、高額であり、本当に必要な工事かも分からないので、両親は解約したいと言っている。解約できるだろうか。（50代女性）

## 【アドバイス】

### ●その場で契約せず、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。

リフォーム工事契約の相談が増えています。「すぐに工事しないと雨漏りする」などと不安をあおり、考える時間を与えず、契約を急かせるもので、一般的に「点検商法」と呼ばれています。慌てて契約せず、家族などにも相談し、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。

### ●複数の業者から見積りを取って金額と工事内容を確認しましょう。

工事を依頼する場合は、1社だけで決めず、複数の業者から見積りを取り、工事金額や施工内容について、必ず、業者に説明を求め、十分に納得してから契約しましょう。もし、不明な点があれば、「住まいるダイヤル（0570-016-100）」等の第三者機関に訊ねることも出来ます。

### ●契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフができます。

今回の相談のように「訪問販売」で契約をした場合、契約書面を受け取ってから、8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、契約書面に不備がある場合など、8日を過ぎていても、クーリング・オフができる場合もあるので、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

\* 面談による相談は、相談窓口にお問い合わせください。

福岡県警察相談窓口 ☎#9110(24時間対応)



まもりん



みもりん